

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年3月24日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

## 1 指定開発行為者

川崎市中原区新丸子東三丁目473番7号  
武蔵小杉駅南口地区西街区市街地再開発準備組合  
理事長 大野 省吾

## 2 指定開発行為の名称及び種類

### (1) 名称

武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業

### (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

高層建築物の新設（第1種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

## 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区小杉町三丁目地内

## 4 指定開発行為の目的及び内容

### (1) 目的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

### (2) 内容

#### ア 全体

(ア) 区域面積：約14,220㎡（宅地 約7,520㎡,公共施設 約6,700㎡）

(イ) 住戸数：310戸

(ウ) 計画人口：約940人

#### イ 宅地

(ア) 建築敷地面積：約7,520㎡

(イ) 建築面積：約5,390㎡

(ウ) 建ぺい率：約72%

(エ) 延床面積：約71,800㎡

- (オ) 容積対象床面積：約49,500m<sup>2</sup>
- (カ) 容積率：約660%
- (キ) 建物階数：地上37階、地下3階
- (ク) 建物高さ：約140m
- (ケ) 建物構造：SRC造・RC造
- (コ) 住宅戸数：310戸
- (サ) 計画人口：約940人
- (シ) 駐車場台数：390台
- (ス) 駐輪場台数：1,310台

#### ウ 公共施設

- (ア) 公園：約1,100m<sup>2</sup>
- (イ) 道路：約5,600m<sup>2</sup>

### 5 指定開発行為の施行期間

平成18年度～平成23年度

### 6 条例評価書の写しの縦覧期間、場所及び時間

#### (1) 期 間

平成17年3月24日(木)から平成17年4月22日(金)まで

#### (2) 場 所

川崎市：幸区役所、中原区役所、高津区役所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市：港北区役所、都筑区役所及び横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

大田区：田園調布特別出張所及び大田区役所(環境保全課環境対策係)

世田谷区：世田谷区役所(環境総合対策室環境課環境指導係)

#### (3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

(世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで)